

自己資本の充実の状況等

自己資本比率（国内基準）は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、「告示」という。）に基づき算出しております。信用リスクは標準的手法を、オペレーショナル・リスクは基礎的手法を採用しております。また、マーケット・リスク相当額に係る額は算入しておりません。

I 定性的な開示事項（連結・単体）

● 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子法人の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は10社であります。

	主要な業務の内容
共友リース株式会社	リース業
共立コンピューターサービス株式会社	システム開発、ITコンサルティングに関する業務
株式会社OKB総研	経済・産業・文化の調査研究とその受託、企業経営情報の提供と各種コンサルティング業務
OKB証券株式会社	証券業務
株式会社OKB信用保証	ローンの信用保証業務、不動産担保物件の調査・評価業務
株式会社OKBペイメントプラット	クレジットカード業務
株式会社OKBキャピタル	株式・社債等への投資業務
株式会社OKBビジネス	銀行事務の受託・集中処理業務、現金等の精査・整理業務
株式会社OKBパートナーズ	帳票・物品類の受発送業務、文書作成、印刷業務、文書等保管業務
株式会社OKBフロント	銀行代理業務

- (3) 告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

当該金融業務を営む関連法人等はありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当する会社はありません。

- (5) 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

制限等はありません。

I 定性的な開示事項（連結・単体）

●2. 自己資本調達手段の概要

2022年度

（1）普通株式

発行主体	株式会社大垣共立銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	88,733百万円（連結） 82,405百万円（単体）

（注）「コア資本に係る基礎項目の額に算入された額」は、「資本金及び資本剰余金の額」から「自己株式の額」を控除し、記載しております。

（2）新株予約権

発行主体	株式会社大垣共立銀行
資本調達手段の種類	①第3回新株予約権 ②第4回新株予約権 ③第5回新株予約権 ④第6回新株予約権 ⑤第7回新株予約権 ⑥第8回新株予約権 ⑦第9回新株予約権 ⑧第10回新株予約権 ⑨第11回新株予約権 ⑩第12回新株予約権 ⑪第13回新株予約権 ⑫第14回新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	96百万円
新株予約権の行使期間	①2011年7月27日～2061年7月26日 ②2012年7月27日～2062年7月26日 ③2013年7月27日～2063年7月26日 ④2014年7月29日～2064年7月28日 ⑤2015年7月29日～2065年7月28日 ⑥2016年7月27日～2066年7月26日 ⑦2017年7月27日～2067年7月26日 ⑧2018年7月27日～2068年7月26日 ⑨2019年7月27日～2069年7月26日 ⑩2020年7月29日～2070年7月28日 ⑪2021年7月27日～2071年7月26日 ⑫2022年7月27日～2072年7月26日

I 定性的な開示事項（連結・単体）

2023年度

（1）普通株式

発行主体	株式会社大垣共立銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	88,729百万円（連結） 82,401百万円（単体）

（注）「コア資本に係る基礎項目の額に算入された額」は、「資本金及び資本剰余金の額」から「自己株式の額」を控除し、記載しております。

（2）新株予約権

発行主体	株式会社大垣共立銀行
資本調達手段の種類	①第3回新株予約権 ②第4回新株予約権 ③第5回新株予約権 ④第6回新株予約権 ⑤第7回新株予約権 ⑥第8回新株予約権 ⑦第9回新株予約権 ⑧第10回新株予約権 ⑨第11回新株予約権 ⑩第12回新株予約権 ⑪第13回新株予約権 ⑫第14回新株予約権 ⑬第15回新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	116百万円
新株予約権の行使期間	①2011年7月27日～2061年7月26日 ②2012年7月27日～2062年7月26日 ③2013年7月27日～2063年7月26日 ④2014年7月29日～2064年7月28日 ⑤2015年7月29日～2065年7月28日 ⑥2016年7月27日～2066年7月26日 ⑦2017年7月27日～2067年7月26日 ⑧2018年7月27日～2068年7月26日 ⑨2019年7月27日～2069年7月26日 ⑩2020年7月29日～2070年7月28日 ⑪2021年7月27日～2071年7月26日 ⑫2022年7月27日～2072年7月26日 ⑬2023年7月27日～2073年7月26日

I 定性的な開示事項（連結・単体）

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、「自己資本管理方針」において、自己資本充実度の評価における自己資本を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」、自己資本充実度の評価における対象リスクを「信用リスク」、「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」と定義しております。

また、自己資本管理方針に則り、自己資本管理に関する取り決めを定めた「自己資本管理規程」において、自己資本充実度の評価・モニタリングについて以下のように定めております。

- ・自己資本管理部署は、半期毎に策定する業務計画の中で行うリスク資本配賦に際し、自己資本管理の観点からリスク資本の設定根拠や配賦原資の妥当性等について検討する。
- ・自己資本充実度の評価は、リスク量と自己資本との対比により行い、自己資本管理部署は、その状況を適切な頻度でモニタリングする。また、その結果については、取締役会等に報告する。

なお、連結子会社については、リスク資本配賦による管理を行っておりません。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスク管理方針および運営手続

当社では、「リスク管理方針」ならびに「信用リスク管理規程」を制定し、リスク管理を行うとともに、リスク管理の状況については、必要に応じて取締役会、ALM委員会等に報告しております。

信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当社が損失を被るリスク」と定義し、信用リスク管理は、事前調査から審査・事後管理に至る各与信プロセスにおける管理と、信用リスク計量化の手法等により行われる与信ポートフォリオ管理を相互に補完させつつ、信用リスクの顕在化により発生する損失の制御を適切に行うこととしております。

与信プロセスのうち与信審査においては、信用リスクの顕在化を未然に防止するために、与信先の信用調査および債務の履行能力、その意思などを分析し、当該与信の適否について判断します。

また、与信管理においては、与信先の債務償還能力に係る変化・問題点の早期把握と早期対応による与信の健全性維持および万一償還不能に陥った場合における損失を、可能な限り少なくするための速やかな対応を可能にするため、与信承認条件の履行状況管理、ならびに与信実行後における債権等の日常的管理を行っております。

一方、与信ポートフォリオ管理においては、信用リスク顕在化の可能性を、与信総額、格付別与信状況、および特定の企業グループ・業種等への与信の偏在・集中状況等の観点から信用リスク計量化等の手法を活用し計測・分析するとともに、必要に応じて限度額の設定等を行うことにより適切な対応を行っております。

また、これらの信用リスク管理を行うために、「債務者モニタリング制度」を設け、与信先を信用リスクの程度により区分する信用格付を適時適切に行うとともに、信用格付と整合した自己査定を実施しております。

貸倒引当金の計上基準

2022年度

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、今後の一定期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の貸倒実績を基礎とした損失率に、将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額未満の債権については、過去の貸倒実績を基礎とした予想損失率に、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を

控除した残額を乗じた額を計上しております。債務者単位の債権額が一定金額以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、連結グループの査定および引当結果については当該部署から独立した資産監査部署が監査しております。

2023年度

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、今後の一定期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の貸倒実績を基礎とした損失率に、将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権のうち、債務者単位の債権額が一定金額未満の債権については、過去の貸倒実績を基礎とした予想損失率に、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額を乗じた額を計上しております。債務者単位の債権額が一定金額以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、連結グループの査定および引当結果については当該部署から独立した資産監査部署が監査しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定は、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるため、次の格付機関を使用しております。

エクスポージャー区分	適格格付機関の名称
中央政府・中央銀行向け、外国の公共部門向け、金融機関向け、第一種金融商品取引業者向け、法人等向け（市場系取引）	株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・レーティングス、フィッチレーティングスリミテッド
法人等向け（融資系取引、連結子会社の取引）	株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所

I 定性的な開示事項（連結・単体）

●5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

自己資本比率の算出において、信用リスク削減手法として包括的手法を適用しております。信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、クレジット・デリバティブ、貸出金と預金との相殺が該当します。

信用リスク削減手法として認められる適格金融資産担保については、内部規定により評価および管理を行っており、現金、自行預金、日本国政府が発行する円建債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。また、保証については中央政府や政府関係機関の保証ならびに我が国の地方公共団体の保証、適格格付機関が格付を付与した法人の保証が主体となってお

り、信用度の評価については優良と判定しております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

また、派生商品取引およびレボ形式の取引については、法的に有効な相対ネットリング契約を用いておりません。

なお、内部管理上はこれらのほか、不動産に対する(根)抵当権等の担保、法人・個人の保証による保全措置を講じております。

担保の集中は、現金、自行預金を除き同一銘柄・同一業種への集中は認められません。

●6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引の取引相手に関する信用リスクは、「信用リスク管理規程」等に則り、オン・バランス取引と合算しオン・オフ体で管理しております。

お客さまとの派生商品取引については、月次で与信相当額を算出し、総与信額と保全との一体的な管理により、適切な保全措置を講じております。

一方、市場取引については、取引相手別に限度額を設定するとともに、与信相当額を適時把握しております。また、必要に応じISDA-CSAを締結して、適切な保全措置を講じることができ体制をとっております。万一、当社の信用力が悪化した場合、取引相手に対して担保提供する必要性が生じる可能性があります。提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

●7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

取引の内容

証券化取引については、オリジネーターである案件はなく、投資家として取り組んでおります。

取組方針

有価証券関連の証券化取引は、裏付資産の内容、格付、投資期間等について個別に投資基準を設定するとともに、半期毎に策定する有価証券部門業務計画の中で、個別に購入限度額を設定し、その範囲内で運用を行っております。

また、貸出金勘定の証券化取引は、半期毎に策定する貸出部門業務計画の範囲内で運用を行っております。

現状、オリジネーターとして新たな証券化取引の取組予定はありません。

リスクの内容

証券化取引は信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引から発生するものと基本的に変わるものではありません。

(2) 告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

有価証券関連の証券化取引は、他の有価証券運用と同様に、VaR（バリュー・アット・リスク）限度額管理の対象として日次で管理を行い、経営陣に報告しております。

また、貸出金勘定の証券化取引は、他の貸出金と同様、資産査

定の実施により定期的に管理しております。

このほか、「自己資本比率算出基準」に則り、証券化取引のリスク特性や裏付資産に関する情報について適時に把握していることを、定期的に確認しております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

(4) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、標準的手法を採用しております。

I 定性的な開示事項（連結・単体）

- (5) 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当該証券化取引は行っておりません。

- (6) 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く）および関連法人等のうち当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当事項はありません。

- (7) 証券化取引に関する会計方針

投資家として有価証券取引或いは貸出金取引と同様の会計処理を行っております。

- (8) 証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定には、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・レーティングス、フィッチレーティングスリミテッドの適格格付機関4社を使用しております。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

- (9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

重要な変更は生じておりません。

● 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクとは

オペレーショナル・リスクとは業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により、損失を被るリスクをいい、当社では①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクの6種類のリスク区分を設定して管理しております。

管理体制

当社では、「リスク管理方針」ならびに「オペレーショナルリスク管理規程」に則り、設定したオペレーショナル・リスクの区分毎に「管理規程」を整備し、オペレーショナル・リスク統括管理部署がオペレーショナル・リスク全般を一元的に把握、管理しております。また、各オペレーショナル・リスク所管部署が専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しております。

連結子会社の有するオペレーショナル・リスクについては、当社の各主管部署が一義的な管理を行い、連結子会社のオペレーショナル・リスク統括管理部署が集約、検証することで、当社の本部各部による横断的な管理を実施しております。

管理方針および管理手続

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制および仕組を整備し、リスク顕在化の未然防止および顕在化時の影響の極小化に努めております。

具体的には、オペレーショナル・リスク所管部署がそれぞれの「リスク管理規程」に基づいて対象となるリスクの特定、評価、再発防止策の策定、実施を行うとともに、オペレーショナル・リスク統括管理部署においてその実施状況を把握、管理しモニタリングするなど、リスク管理の実効性を高めるためのPDCAサイクル確立に努めております。

連結子会社の有するオペレーショナル・リスクについては、各連結子会社の業種特性に合致したリスクの明確化に努め、「リスク管理方針」に則った適切な管理・運営を行っております。

また、オペレーショナル・リスク管理に係る重要事項およびリスクの状況については、定期的に取り締役会等に報告する体制としております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出には、基礎的手法を採用しております。

I 定性的な開示事項（連結・単体）

●9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「リスク管理方針」に則り、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度のリスク・テイクを制御するとともに、リスク・リターンのバランスを考慮した市場部門の効率的な運営に取り組むことを基本方針とし、株式等のリスク管理を行っております。

半期毎に、金利および株式相場の予測に基づき、個別の投資限度額を含むリスク・テイク方針や収益計画等を定めた業務計画を策定し、これに則った運用を行っております。

市場価格のある株式等の価格変動リスクの計測は、VaRにより行っております。信頼水準は99%、保有期間は6ヵ月として計測しております。半期毎に、自己資本の状況や計量・収益計画、市場要因等を勘案してVaR限度額を決定し、その限度額を遵守しな

がら運用を行っております。また、計測したリスクは、日次で経営陣に報告しております。

投資事業組合については、リスク計測が困難な対象として、リスク資本のバッファーに配備することで対応しております。

非上場株式および連結子会社の保有する株式は、信用リスクによる管理を行っております。

株式等の評価については、子会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものは市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のないものは移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

●10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

リスク管理の方針

銀行勘定における金利リスクとは、金利が変動することにより、保有する資産・負債、オフバランス取引の経済価値および金利収益が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、以下のような方針に則り、リスク管理に取り組んでおります。

- ・リスクの内容や規模を踏まえた適正かつ有効なリスク管理態勢を整備・確立したうえで、リスクと収益のバランスを図りながら適切なリスク管理を行う。
- ・リスクの種類・特性を的確に把握したうえで、リスク計測等により定量的・定性的なリスク評価を適切に行い、状況に応じてリスクの分散・回避・圧縮等の方策を実施する。

手続の概要

メインのリスク管理指標をVaRとして、それに限度額を設定することにより管理を行っております。金利リスクとしては、円貨債券（その他保有目的）、外貨債券、円貨ALM（預貸金等の金利

ギャップ）、本部ALM運用（本部ALM委員会主動での各種運用）といった業務区分を主な管理対象としております。

VaR限度額管理では、各業務区分に対して、半期毎に配賦されるリスク資本の範囲内で限度額とアラーム・ポイントを設定し、超過時には状況を踏まえ担当部と経営陣が対応を協議する手続を制定しております。また、リスク状況を統括管理部署から定期的にALM委員会や取締役会へ報告する体制を構築するなど、適切なリスク管理を行っております。

リスク量の計測は、業務区分が円貨債券（その他保有目的）、外貨債券については日次ベース、円貨ALM、本部ALM運用については月次ベースで行っております。

連結子会社の保有するリスク量については少額であり、影響は軽微であると判断し、計測しておりません。

デリバティブ取引などを活用したヘッジ等の金利リスクの削減については、ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含めて、ALM委員会で取組方針を協議し決定しております。

I 定性的な開示事項（連結・単体）

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2022年度 4.72年
2023年度 4.59年
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
9年としております。
- (c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
流動性預金については、当社内部モデルによりコア預金を算出し、算出結果に基づき流動性預金を各期間に振り分けて $\Delta E V E$ 量を計測しております。内部モデルの前提として、預金種別や預金者カテゴリー毎（法人・個人等）に残高推移の特徴を統計的に分析し、その特徴に合わせた推計式を用いて将来の預金残高を保守的に推計しております。また、推計にあたっては市場金利に対する預金金利の追従率を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出（住宅ローン）の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な前提の反映により考慮しております。
- (e) 複数の通貨の集計方法およびその前提
資産・負債の金額が全体の当該残高の5%以上を占める通貨、および、5%未満でも重要性が高いと考えられる通貨を計測対象としております。通貨間の相関等は考慮せず、保守的に通貨毎に計測した $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ が正となる通貨のみを単純合算しております。
- (f) スプレッドに関する前提
割引金利にはスプレッドを含めずリスクフリーレートを使用し、キャッシュ・フローにはスプレッドを含めております。
- (g) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
 $\Delta E V E$ の計測にあたり、コア預金の算出に内部モデルを使用しています。 $\Delta N I I$ の計測にあたり、商品毎にリスクフリーレートに対する参照金利の追従率やフロア等を設定しています。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2022年度
 $\Delta E V E$ は、下方パラレルシフトにおいて最大値となり、2023年3月末は流動性預金（コア預金）の平均満期の短期化を主因として前年度末比6,040百万円減少の30,331百万円となりました。 $\Delta N I I$ は、上方パラレルシフトにおいて最大値となり、市場性外貨調達等の要因により2023年3月末は前年度末比568百万円減少の10,704百万円となりました。
2023年度
 $\Delta E V E$ は、下方パラレルシフトにおいて最大値となり、2024年3月末は円貨貸出金や円貨債券の金利感応量の減少等の要因により前年度末比10,652百万円増加の40,983百万円となりました。 $\Delta N I I$ は、上方パラレルシフトにおいて最大値となり、2024年3月末は市場性外貨調達等の要因により前年度末比2,235百万円減少の8,469百万円となりました。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 $\Delta E V E$ は基準値である自己資本の20%以内に収まっており、問題ない水準となっております。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- (a) 金利ショックに関する説明
当社は、主としてVaRを用いて金利リスク量を計測しております。VaRの計測にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。
- (b) 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRについては、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間は5年、信頼水準は99%、保有期間は6ヵ月として計測しております。
また、定期的に、計測モデルの妥当性を検証するためにバック・テストを実行しているほか、VaRの限界を補完するためにストレステストを実施しております。

※ 「4. 信用リスクに関する事項」を除く「3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要」から「9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要」の開示内容については、2022年度、2023年度とも相違はありません。

Ⅱ 連結自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	2023年3月31日	2024年3月31日
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	267,245	273,799
うち、資本金及び資本剰余金の額	89,136	89,136
うち、利益剰余金の額	179,968	186,526
うち、自己株式の額 (△)	402	406
うち、社外流出予定額 (△)	1,456	1,456
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	1,975	15,505
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	1,975	15,505
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	96	116
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,083	8,307
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,083	8,307
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	165	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	278,566	297,729
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,989	4,606
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,989	4,606
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	25	27
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	8,246	22,719
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12,260	27,353
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	266,306	270,375
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	3,005,113	2,931,677
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,668	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	3,668	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,668	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	117,792	113,171
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,122,905	3,044,848
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.52%	8.87%

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

- 1. その他金融機関等(告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

●2. 所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
オン・バランス		
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府および中央銀行向け	16	16
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	932	784
10. 地方三公社向け	5	5
11. 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,277	1,650
12. 法人等向け	49,605	50,276
13. 中小企業等向けおよび個人向け	46,111	41,818
14. 抵当権付住宅ローン	8,014	8,760
15. 不動産取得等事業向け	1,144	1,172
16. 三月以上延滞等	52	63
17. 取立未済手形	5	15
18. 信用保証協会等による保証付	255	365
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	2,632	2,042
(うち出資等のエクスポージャー)	2,632	2,042
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
21. 上記以外	2,844	3,222
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	467	529
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,219	1,442
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—
22. 証券化	520	690
(うちSTC要件適用分)	—	—
(うち非STC要件適用分)	520	690
23. 再証券化	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,266	2,264
(うちリスク・スルー方式)	2,266	2,264
(うちマンドート方式)	—	—
(うち蓋然性方式(250%))	—	—
(うち蓋然性方式(400%))	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	146	—
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
オン・バランス合計	115,831	113,149

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

(単位：百万円)

		2023年3月31日	2024年3月31日
オフ・バランス	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	214	128
	3. 短期の貿易関連偶発債務	11	13
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	157	161
	5. NIF又はRUF	—	—
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1,495	1,473
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	230	207
	(うち有価証券の保証)	125	108
	(うち手形引受)	—	—
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
	控除額 (△)	—	—
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	8
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の 買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	85	44
	12. 派生商品取引および長期決済期間取引	871	890
	カレント・エクスポージャー方式	871	890
	派生商品取引	871	890
	外為関連取引	784	767
	金利関連取引	50	67
	金関連取引	—	—
	株式関連取引	—	—
	貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—
	その他のコモディティ関連取引	14	14
	クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	21	40
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—
	長期決済期間取引	—	—
	SA-CCR	—	—
	派生商品取引	—	—
	長期決済期間取引	—	—
	期待エクスポージャー方式	—	—
	13. 未決済取引	—	—
	14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバン スの信用供与枠のうち未実行部分	—	—
	15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
	オフ・バランス合計	3,066	2,928
信用リスクに対する所要自己資本の額		118,897	116,078
CVAリスクに対する所要自己資本の額		1,306	1,335
中央清算機関関連エクスポージャーに対する所要自己資本の額		0	0
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		4,711	4,526
基礎的手法		4,711	4,526
総所要自己資本額		124,916	121,940

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

● 3. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高（地域別、業種別、残存期間別内訳）

（単位：百万円）

	2023年3月31日				2024年3月31日			
	合計	うち、 貸出金等	うち、 債券	うち、 デリバティブ 取引	合計	うち、 貸出金等	うち、 債券	うち、 デリバティブ 取引
国内	6,708,347	5,043,699	878,946	32,943	6,703,641	5,017,874	737,630	34,242
国外	214,136	6,582	186,682	9,126	155,096	4,520	125,280	13,650
地域別合計	6,922,484	5,050,282	1,065,629	42,069	6,858,737	5,022,395	862,910	47,892
製造業	612,151	554,574	12,844	3,311	586,817	532,185	12,669	2,389
農業、林業	6,758	6,351	151	8	6,354	5,937	131	9
漁業	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	500	96	—	—	420	106	—	—
建設業	148,570	131,933	5,630	122	151,836	134,882	5,171	94
電気・ガス・熱供給・水道業	67,724	67,397	—	7	69,895	69,110	—	7
情報通信業	17,602	12,571	647	50	16,706	12,611	735	25
運輸業、郵便業	113,440	93,309	10,847	—	97,075	84,465	3,601	—
卸売業、小売業	357,272	323,874	6,513	13,527	349,476	316,000	5,887	13,692
金融業、保険業	661,300	305,440	301,336	24,988	535,012	194,883	269,374	31,603
不動産業、物品賃貸業	463,346	450,511	1,743	3	475,951	463,204	1,618	23
学術研究、専門・技術サービス業	26,435	25,485	45	—	27,173	26,002	216	—
宿泊業、飲食サービス業	24,116	22,837	108	—	22,438	21,146	220	—
生活関連サービス業、娯楽業	43,743	40,151	1,120	—	48,084	44,364	1,260	—
教育、学習支援業	8,118	6,972	58	—	8,053	6,993	69	—
医療・福祉	125,959	119,922	272	—	127,381	121,315	318	2
その他のサービス	74,747	46,229	23,803	49	58,134	45,467	8,034	42
中央政府・地方公共団体	2,082,005	950,122	695,832	—	2,135,327	989,806	548,302	—
個人（消費者）	1,881,834	1,880,250	—	0	1,861,804	1,860,044	—	1
国内店名義現地貨	12,267	12,246	—	—	93,890	93,664	—	—
その他	194,587	0	4,673	—	186,902	201	5,299	—
業種別合計	6,922,484	5,050,282	1,065,629	42,069	6,858,737	5,022,395	862,910	47,892
1年以下	979,124	812,362	128,702	3,979	974,546	797,148	132,258	2,968
1年超3年以下	762,514	476,023	246,596	7,103	577,963	331,539	207,415	8,775
3年超5年以下	988,943	370,518	126,963	9,030	1,030,171	339,759	40,537	8,430
5年超7年以下	364,427	265,319	79,863	5,165	414,687	274,075	115,722	7,969
7年超10年以下	648,433	445,640	182,819	10,753	514,479	403,215	87,397	11,880
10年超	2,988,275	2,676,233	300,682	6,037	3,164,204	2,871,500	279,580	7,867
期間の定めのないもの	190,765	4,183	—	—	182,684	5,157	—	—
残存期間別合計	6,922,484	5,050,282	1,065,629	42,069	6,858,737	5,022,395	862,910	47,892

※ 「うち、貸出金等」は、貸出金、コミットメントおよびオフ・バランス取引（デリバティブ取引を除く）であります。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

※ 「その他」は、業種区分による分類を行っていないエクスポージャー（現金、出資金、その他資産の一部、動産・不動産など）であります。

※ 「期間の定めのないもの」は、クレジット・カードのリボ形式によるキャッシング取引を含んでおります。

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

(2) 三月以上延滞エクスポージャー、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の残高および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
2023年3月期	一般貸倒引当金	7,817	9,083	7,817	9,083
	個別貸倒引当金	19,765	5,329	5,527	19,566
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
2024年3月期	一般貸倒引当金	9,083	8,307	9,083	8,307
	個別貸倒引当金	19,349	4,907	4,274	19,982
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—

※ 一般貸倒引当金は、証券化取引相当分を含んでおります。

※ 連結子会社の個別貸倒引当金の増減額は、ネット計上しております。

(地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	2023年3月31日			2024年3月31日		
	三月以上延滞 エクスポージャー	個別貸倒引当金	貸出金償却の額	三月以上延滞 エクスポージャー	個別貸倒引当金	貸出金償却の額
国内	3,423	19,566	—	4,760	19,982	—
国外	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,423	19,566	—	4,760	19,982	—
製造業	775	8,892	—	1,496	8,175	297
農業、林業	1	20	—	1	765	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	—	1	1	—
建設業	136	470	—	227	731	—
電気・ガス・熱供給・水道業	0	367	—	0	378	—
情報通信業	15	8	—	15	9	—
運輸業、郵便業	26	496	—	5	373	—
卸売業、小売業	441	3,471	0	322	3,407	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	334	738	—	87	553	—
学術研究、専門・技術サービス業	15	7	—	15	19	—
宿泊業、飲食サービス業	153	352	—	100	312	—
生活関連サービス業、娯楽業	96	1,351	—	58	1,478	—
教育、学習支援業	—	—	—	604	495	—
医療・福祉	107	838	—	236	702	0
その他のサービス	19	431	—	12	472	—
中央政府・地方公共団体	138	—	—	—	—	—
個人（消費者）	1,159	1,989	27	1,574	1,963	22
国内店名義現地貸	—	—	—	—	—	—
その他	—	128	—	0	142	—
業種別合計	3,423	19,566	27	4,760	19,982	320

※ 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーをいいます。

※ 一般貸倒引当金については、地域別、業種別の区分毎の算定を行っておりません。

(3) リスク・ウェイト区分毎のエクスポージャーの残高（信用リスク削減手法の効果勘案後）ならびに告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2023年3月31日		2024年3月31日	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	184,272	2,030,580	122,793	1,829,047
10%	—	451,214	—	398,602
20%	357,057	2,389	470,160	3,858
35%	—	572,450	—	625,769
50%	264,632	2,489	258,026	3,565
75%	—	1,489,651	—	1,340,566
100%	20,245	1,302,036	28,786	1,277,463
150%	—	593	—	591
250%	—	16,865	—	17,883
1,250%	—	—	—	—
合計	826,208	5,868,272	879,766	5,497,347

※ 「格付有り」とは、外部格付を使用してリスク・ウェイトを判定したエクスポージャーであります。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

● 4. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
現金	146,563	98,170
自行預金	17,923	17,351
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	3,014	4,380
適格金融資産担保合計	167,501	119,902
適格保証	167,672	153,293
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	167,672	153,293

● 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額の算出には、カレント・エクスポージャー方式を採用しております。

(2) グロス再構築コストの額および与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	2023年3月31日			2024年3月31日		
	グロス再構築コストの額	与信相当額		グロス再構築コストの額	与信相当額	
		信用リスク削減手法勘案前	信用リスク削減手法勘案後		信用リスク削減手法勘案前	信用リスク削減手法勘案後
外国為替関連取引および金関連取引	11,150	31,356	31,352	4,766	32,690	32,690
金利関連取引	2,743	6,175	6,175	4,515	8,300	8,300
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	32	1,827	1,827	35	1,859	1,859
クレジット・デリバティブ	210	2,710	2,710	541	5,041	5,041
派生商品取引合計	14,137	42,069	42,065	9,860	47,892	47,891

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記から除いております。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに含まれる派生商品取引は含めておりません。

※ 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引はないため、グロス再構築コストの額およびグロスのアドオンの合計額から信用リスク削減手法勘案前の与信相当額を差し引いた額はゼロとなります。

(3) 担保の種類別の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
現金	—	—
自行預金	3	0
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格金融資産担保合計	3	0

(4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

対顧客、対市場でクレジット・デリバティブ取引を行っていないことから、当該項目は該当ありません。

なお、複数の資産を裏付けとする資産に内包されるクレジット・デリバティブについては、すべてプロテクションの提供となっております。

(5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当事項はありません。

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

● 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(2) 連結グループが投資家として保有する証券化エクスポージャーに関する事項

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

A. 証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

原資産の種類	2023年3月31日		2024年3月31日	
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス
住宅ローン債権	8,536	－	8,035	－
不動産取得等事業者向け債権	33,027	3,213	53,880	954
その他	19	－	49	－
合計	41,583	3,213	61,965	954

※ 「その他」は、未収利息であります。

B. 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分毎の額および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2023年3月31日				2024年3月31日			
	オン・バランス		オフ・バランス		オン・バランス		オフ・バランス	
	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額
20%以下	26,392	167	2,295	13	44,120	275	868	5
20%超50%以下	11,060	123	95	0	12,563	138	－	－
50%超100%以下	377	14	114	4	432	16	86	3
100%超1,250%未満	3,753	215	708	32	4,848	260	－	－
1,250%以上	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	41,583	520	3,213	51	61,965	690	954	8

C. 告示第248条、第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当事項はありません。

D. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人毎または当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳

該当事項はありません。

● 7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年3月31日		2024年3月31日	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	128,116		149,711	
上記に該当しない出資等エクスポージャー	5,754		5,664	
合計	133,871	133,871	155,376	155,376

※ 「上場している出資等エクスポージャー」は、不動産投資信託（REIT）、上場投資信託（ETF）を含んでおります。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

(2) 売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
売却損益額	4,152	14,339
償却額	50	10

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

Ⅲ 連結自己資本比率に関する定量的な開示事項

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
該当する評価損益の額	68,056	104,475

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

● 8. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
ルック・スルー方式	300,202	261,710
マンドート方式	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	300,202	261,710

● 9. 金利リスクに関する事項（IRRBB）

(単位：百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2024年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日	2023年3月31日
1	上方パラレルシフト	13,752	24,361	8,469	10,704
2	下方パラレルシフト	40,983	30,331	8,345	6,506
3	スティープ化	3,657	7,789		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	40,983	30,331	8,469	10,704
		ホ		ヘ	
		2024年3月31日		2023年3月31日	
8	自己資本の額	270,375		266,306	

Ⅳ 単体自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	2023年3月31日	2024年3月31日
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	245,874	251,282
うち、資本金及び資本剰余金の額	82,808	82,808
うち、利益剰余金の額	164,925	170,337
うち、自己株式の額 (△)	402	406
うち、社外流出予定額 (△)	1,456	1,456
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	96	116
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,815	6,448
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,815	6,448
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	165	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	252,951	257,848
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,117	4,777
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,117	4,777
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	7,110	7,514
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11,227	12,291
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	241,723	245,557
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,939,554	2,848,549
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,668	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	3,668	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,668	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	109,780	106,032
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,049,335	2,954,581
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	7.92%	8.31%

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

●1. 所要自己資本の額

(単位：百万円)

		2023年3月31日	2024年3月31日
オン・バランス	1. 現金	—	—
	2. 我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—
	3. 外国の中央政府および中央銀行向け	16	16
	4. 国際決済銀行等向け	—	—
	5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
	7. 国際開発銀行向け	—	—
	8. 地方公共団体金融機構向け	—	—
	9. 我が国の政府関係機関向け	932	784
	10. 地方三公社向け	5	5
	11. 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,231	1,566
	12. 法人等向け	46,387	46,455
	13. 中小企業等向けおよび個人向け	46,111	41,818
	14. 抵当権付住宅ローン	8,014	8,760
	15. 不動産取得等事業向け	1,144	1,172
	16. 三月以上延滞等	40	45
	17. 取立未済手形	5	15
	18. 信用保証協会等による保証付	255	365
	19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
	20. 出資等	3,496	2,910
	(うち出資等のエクスポージャー)	3,496	2,910
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—
	21. 上記以外	2,640	2,959
	(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	467	529
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,032	1,311
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—
	22. 証券化	520	690
	(うちSTC要件適用分)	—	—
	(うち非STC要件適用分)	520	690
	23. 再証券化	—	—
	24. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,259	2,258
	(うちリスク・スルー方式)	2,259	2,258
	(うちマンドート方式)	—	—
	(うち蓋然性方式(250%))	—	—
	(うち蓋然性方式(400%))	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—
	25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	146	—
	26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
オン・バランス合計		113,209	109,824

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

(単位：百万円)

		2023年3月31日	2024年3月31日
オフ・バランス	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	214	128
	3. 短期の貿易関連偶発債務	11	13
	4. 特定の取引に係る偶発債務	157	161
	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	—	—
	5. NIF又はRUF	—	—
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1,495	1,473
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	230	207
	(うち借入金の保証)	125	108
	(うち有価証券の保証)	—	—
	(うち手形引受)	—	—
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
	控除額 (△)	—	—
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	8
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	85	44
	12. 派生商品取引および長期決済期間取引	871	890
	カレント・エクスポージャー方式	871	890
	派生商品取引	871	890
	外為関連取引	784	767
	金利関連取引	50	67
	金関連取引	—	—
	株式関連取引	—	—
	貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—
	その他のコモディティ関連取引	14	14
	クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	21	21
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—
	長期決済期間取引	—	—
	SA-CCR	—	—
	派生商品取引	—	—
	長期決済期間取引	—	—
	期待エクスポージャー方式	—	—
	13. 未決済取引	—	—
	14. 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	—	—
	15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
	オフ・バランス合計	3,066	2,928
信用リスクに対する所要自己資本の額		116,275	112,753
CVAリスクに対する所要自己資本の額		1,306	1,335
中央清算機関関連エクスポージャーに対する所要自己資本の額		0	0
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		4,391	4,241
基礎的手法		4,391	4,241
総所要自己資本額		121,973	118,329

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

● 2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高（地域別、業種別、残存期間別内訳）

（単位：百万円）

	2023年3月31日				2024年3月31日			
	合計	うち、 貸出金等	うち、 債券	うち、 デリバティブ 取引	合計	うち、 貸出金等	うち、 債券	うち、 デリバティブ 取引
国内	6,622,307	5,070,810	873,900	32,943	6,610,024	5,039,830	732,582	34,242
国外	214,136	6,582	186,682	9,126	155,096	4,520	125,280	13,650
地域別合計	6,836,443	5,077,393	1,060,582	42,069	6,765,121	5,044,351	857,862	47,892
製造業	572,749	554,574	12,844	3,311	548,932	532,185	12,669	2,389
農業、林業	6,516	6,351	151	8	6,082	5,937	131	9
漁業	0	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	96	96	—	—	106	106	—	—
建設業	137,727	131,933	5,630	122	140,221	134,882	5,171	94
電気・ガス・熱供給・水道業	67,455	67,397	—	7	69,169	69,110	—	7
情報通信業	13,252	12,571	627	50	13,355	12,611	715	25
運輸業、郵便業	104,198	93,309	10,847	—	88,102	84,465	3,601	—
卸売業、小売業	345,037	323,874	6,513	13,527	336,631	316,000	5,887	13,692
金融業、保険業	657,648	307,807	301,336	24,988	526,395	197,050	269,374	31,603
不動産業、物品賃貸業	477,939	475,520	1,743	3	485,582	483,229	1,618	23
学術研究、専門・技術サービス業	25,543	25,485	45	—	26,232	26,002	216	—
宿泊業、飲食サービス業	22,949	22,837	108	—	21,371	21,146	220	—
生活関連サービス業、娯楽業	41,275	40,151	1,120	—	45,629	44,364	1,260	—
教育、学習支援業	7,037	6,972	58	—	7,067	6,993	69	—
医療・福祉	120,200	119,922	272	—	121,650	121,315	318	2
その他のサービス	70,088	46,229	23,803	49	53,551	45,467	8,034	42
中央政府・地方公共団体	2,071,931	950,122	690,805	—	2,124,594	989,806	543,274	—
個人（消費者）	1,880,821	1,879,985	—	0	1,860,616	1,859,808	—	1
国内店名義現地貸	12,267	12,246	—	—	93,890	93,664	—	—
その他	201,705	0	4,673	—	195,937	201	5,299	—
業種別合計	6,836,443	5,077,393	1,060,582	42,069	6,765,121	5,044,351	857,862	47,892
1年以下	954,692	814,395	128,683	3,979	944,666	799,548	132,239	2,968
1年超3年以下	738,676	484,560	246,596	7,103	556,358	339,664	207,415	8,775
3年超5年以下	965,950	387,293	126,463	9,030	1,003,767	349,509	39,835	8,430
5年超7年以下	350,323	265,319	79,661	5,165	395,127	274,575	112,384	7,969
7年超10年以下	636,361	445,640	179,483	10,753	503,348	404,602	86,408	11,880
10年超	2,983,619	2,676,233	299,694	6,037	3,160,737	2,871,500	279,580	7,867
期間の定めのないもの	206,820	3,950	—	—	201,115	4,950	—	—
残存期間別合計	6,836,443	5,077,393	1,060,582	42,069	6,765,121	5,044,351	857,862	47,892

※ 「うち、貸出金等」は、貸出金、コミットメントおよびオフ・バランス取引（デリバティブ取引を除く）であります。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

※ 「その他」は、業種区分による分類を行っていないエクスポージャー（現金、出資金、その他資産の一部、動産・不動産など）であります。

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

(2) 三月以上延滞エクスポージャー、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の残高および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
2023年3月期	一般貸倒引当金	5,673	6,815	5,673	6,815
	個別貸倒引当金	16,887	4,746	5,527	16,106
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
2024年3月期	一般貸倒引当金	6,815	6,448	6,815	6,448
	個別貸倒引当金	16,106	4,907	3,814	17,198
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—

※ 一般貸倒引当金は、証券化取引相当分を含んでおります。

(地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	2023年3月31日			2024年3月31日		
	三月以上延滞 エクスポージャー	個別貸倒引当金	貸出金償却の額	三月以上延滞 エクスポージャー	個別貸倒引当金	貸出金償却の額
国内	1,905	16,106	—	3,259	17,198	—
国外	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,905	16,106	—	3,259	17,198	—
製造業	620	8,041	—	1,395	7,675	297
農業、林業	—	18	—	—	761	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	97	430	—	156	662	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	367	—	—	377	—
情報通信業	—	8	—	—	9	—
運輸業、郵便業	23	343	—	—	343	—
卸売業、小売業	198	3,141	0	293	3,331	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	333	737	—	86	553	—
学術研究、専門・技術サービス業	15	7	—	15	18	—
宿泊業、飲食サービス業	151	350	—	99	312	—
生活関連サービス業、娯楽業	35	1,289	—	—	1,419	—
教育、学習支援業	—	—	—	604	493	—
医療・福祉	14	704	—	95	560	0
その他のサービス	3	421	—	2	463	—
中央政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人（消費者）	411	140	0	509	98	0
国内店名義現地貸	—	—	—	—	—	—
その他	—	102	—	0	117	—
業種別合計	1,905	16,106	0	3,259	17,198	297

※ 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している、または引当金勘算前でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーをいいます。

※ 一般貸倒引当金については、地域別、業種別の区分毎の算定を行っておりません。

(3) リスク・ウェイト区分毎のエクスポージャーの残高（信用リスク削減手法の効果勘案後）ならびに告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2023年3月31日		2024年3月31日	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	184,272	2,020,504	122,793	1,818,313
10%	—	451,214	—	398,602
20%	350,283	2,389	457,438	3,858
35%	—	572,450	—	625,769
50%	261,271	1,195	256,405	2,519
75%	—	1,489,651	—	1,340,566
100%	18,188	1,241,561	27,455	1,210,945
150%	—	461	—	413
250%	—	14,994	—	18,416
1,250%	—	—	—	—
合計	814,015	5,794,424	864,092	5,419,404

※ 「格付有り」とは、外部格付を使用してリスク・ウェイトを判定したエクスポージャーであります。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

● 3. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
現金	146,563	98,170
自行預金	17,923	17,351
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	3,014	4,380
適格金融資産担保合計	167,501	119,902
適格保証	167,672	153,293
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	167,672	153,293

● 4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額の算出には、カレント・エクスポージャー方式を採用しております。

(2) グロス再構築コストの額および与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	2023年3月31日			2024年3月31日		
	グロス再構築コストの額	与信相当額 信用リスク削減 手法勘案前	信用リスク削減 手法勘案後	グロス再構築コストの額	与信相当額 信用リスク削減 手法勘案前	信用リスク削減 手法勘案後
外国為替関連取引および金関連取引	11,150	31,356	31,352	4,766	32,690	32,690
金利関連取引	2,743	6,175	6,175	4,515	8,300	8,300
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	32	1,827	1,827	35	1,859	1,859
クレジット・デリバティブ	210	2,710	2,710	541	5,041	5,041
派生商品取引合計	14,137	42,069	42,065	9,860	47,892	47,891

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記から除いております。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに含まれる派生商品取引は含めておりません。

※ 法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引はないため、グロス再構築コストの額およびグロスのアドオンの合計額から信用リスク削減手法勘案前の与信相当額を差し引いた額はゼロとなります。

(3) 担保の種類別の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
現金	—	—
自行預金	3	0
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格金融資産担保合計	3	0

(4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

対顧客、対市場でクレジット・デリバティブ取引を行っていないことから、当該項目は該当ありません。

なお、複数の資産を裏付けとする資産に内包されるクレジット・デリバティブについては、すべてプロテクションの提供となっております。

(5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当事項はありません。

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(2) 銀行が投資家として保有する証券化エクスポージャーに関する事項

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

A. 証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

原資産の種類	2023年3月31日		2024年3月31日	
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス
住宅ローン債権	8,536	—	8,035	—
不動産取得等事業者向け債権	33,027	3,213	53,880	954
その他	19	—	49	—
合計	41,583	3,213	61,965	954

※ 「その他」は、未収利息であります。

B. 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分毎の額および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2023年3月31日				2024年3月31日			
	オン・バランス		オフ・バランス		オン・バランス		オフ・バランス	
	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額	エクスポージャーの額	所要自己資本の額
20%以下	26,392	167	2,295	13	44,120	275	868	5
20%超50%以下	11,060	123	95	0	12,563	138	—	—
50%超100%以下	377	14	114	4	432	16	86	3
100%超1,250%未満	3,753	215	708	32	4,848	260	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	41,583	520	3,213	51	61,965	690	954	8

C. 告示第248条、第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当事項はありません。

D. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人毎または当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳

該当事項はありません。

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

●6. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年3月31日		2024年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等エクスポージャー	126,093		146,862	
上記に該当しない出資等エクスポージャー	27,659		27,643	
合計	153,752	153,752	174,506	174,506

※ 「上場している出資等エクスポージャー」は、不動産投資信託（REIT）、上場投資信託（ETF）を含んでおります。

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

(2) 売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
売却損益額	4,126	14,302
償却額	1	10

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
該当する評価損益の額	66,331	101,917

※ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含めておりません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

●7. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

	2023年3月31日	2024年3月31日
ルック・スルー方式	300,016	261,556
マンデート方式	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	300,016	261,556

V 単体自己資本比率に関する定量的な開示事項

●8. 金利リスクに関する事項（IRRBB）

（単位：百万円）

IRRBB 1:金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		2024年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日	2023年3月31日
1	上方パラレルシフト	13,752	24,361			8,469	10,704		
2	下方パラレルシフト	40,983	30,331			8,345	6,506		
3	スティープ化	3,657	7,789						
4	フラット化	—	—						
5	短期金利上昇	—	—						
6	短期金利低下	—	—						
7	最大値	40,983	30,331			8,469	10,704		
		ホ				ヘ			
		2024年3月31日				2023年3月31日			
8	自己資本の額	245,557				241,723			

報酬等に関する開示事項

報酬等に関する開示事項は、「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号および第19条の3第4号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（以下、「報酬告示」という。）にしたがって作成しております。

なお、連結と単体を1つにまとめて記載しております。

● 1. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社（グループ）では、対象役員以外の当社の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当社およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当社の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、当社の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、2024年3月期で該当する子法人等はありません。

(イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分毎の報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。ただし、有価証券報告書記載の対象役員の「員数」には、期中に就任・退任した者を含めており、「対象役員の平均報酬額」の算出根拠として用いるのは適切でないため、算出に当たっては当該期中就任者・期中退任者の「員数」およびその者への「報酬額」を除いて算出しております。

なお、退職一時金につきましては、退職慰労引当金繰入額（従業員の場合はこれに相当する額）をその者の報酬等とみなし、実際に退職一時金を支払った時においては、退職一時金と退職慰労引当金取崩額（従業員の場合はこれに相当する額）の差額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社、当社グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2023年4月～2024年3月)
取締役会（大垣共立銀行）	3回
取締役会（連結子法人等）	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、記載しておりません。

● 2. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

「対象役員」報酬等に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株価や業績との連動性を重視した報酬体系としており、具体的には以下のとおりであります。

取締役	監査役
・ 確定金額報酬 ・ 業績連動型報酬 ・ ストック・オプション報酬	・ 確定金額報酬

なお、社外取締役については、その職務に鑑み確定金額報酬のみを支払い、監査役についても、独立性および中立性を確保するため確定金額報酬のみ支払うこととしております。

報酬等に関する開示事項

取締役報酬のうち確定金額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

業績連動型報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益水準に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。

ストック・オプション報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、権利行使時の株式1株あたり払込金額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとし、確定金額報酬に応じて算出された額を基に、毎年一定の時期に割当てております。

取締役の個人別の報酬等については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、経営諮問会議への諮問を経て取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

●3. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当社グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。

●4. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の 総額			変動報酬 の総額			退職慰労金
			固定報酬 の総額	基本報酬	株式報酬型 ストック・ オプション	変動報酬 の総額	基本報酬	賞与	
対象役員	7	214	189	175	13	25	—	25	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 株式報酬型ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。

なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社大垣共立銀行 第3回新株予約権	2011年7月27日から 2061年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第4回新株予約権	2012年7月27日から 2062年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第5回新株予約権	2013年7月27日から 2063年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第6回新株予約権	2014年7月29日から 2064年7月28日まで
株式会社大垣共立銀行 第7回新株予約権	2015年7月29日から 2065年7月28日まで
株式会社大垣共立銀行 第8回新株予約権	2016年7月27日から 2066年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第9回新株予約権	2017年7月27日から 2067年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第10回新株予約権	2018年7月27日から 2068年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第11回新株予約権	2019年7月27日から 2069年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第12回新株予約権	2020年7月29日から 2070年7月28日まで
株式会社大垣共立銀行 第13回新株予約権	2021年7月27日から 2071年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第14回新株予約権	2022年7月27日から 2072年7月26日まで
株式会社大垣共立銀行 第15回新株予約権	2023年7月27日から 2073年7月26日まで

報酬等に関する開示事項

●5. 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。